

第91号議案

令和6年度

新 城 市
病 院 事 業 会 計
補 正 予 算 (第 1 号)

令和6年度新城市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度新城市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和6年度新城市病院事業会計予算第5条に定めた一時借入金を第6条とし、予算第6条予定支出の各項の経費の金額の流用から予算第10条重要な資産の取得までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条資本的収入及び支出の次に次の1条を加える。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新病院建設基本構想・基本計画策 定支援業務委託	令和7年度から令和8年度まで	千円 35,000

令和6年9月3日 提出

新城市長 下江洋行

令和6年度新城市病院事業会
債務負担に

追加

事項	限度額
新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務委託	千円 35,000

計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ） 説 明 書
 関 する 調 査 書

前年度末までの支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の支払義務 発生予定額		左の財源内訳
期間	金額	期間	金額	損益勘定留保資金
—	— 千円	令和7年度から 令和8年度まで	35,000 千円	35,000 千円